



点検商法にご注意ください!!



日本トリム製整水器をご使用いただいているユーザーの皆様、また、ご使用をご検討されていらっしゃる皆様、平素は格別のご愛顧を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて昨今、弊社と関係のない事業者が、電話や訪問販売等で、弊社の整水器に関して不当な説明をし、水素水生成器や浄水器等を売りつける悪質な点検商法に関する苦情相談が増えております。

このような勧誘があった場合は、弊社お客様サービス室へご相談ください。また、弊社からも消費生活センター等にご相談、ご報告させていただいておりますが、特定商取引法等に抵触する可能性もございますので公的機関へご相談ください。

弊社の電解水素水整水器は医薬品医療機器等法第2条第4項の政令で定める医療機器です。弊社製品は、医療機器の国際認証規格であり、厚生労働省のQMS省令(※)に則ったISO13485及びISO9001を取得したトリムグループ国内工場で製造しております。安心してご使用ください。

※ Quality Management System: 医薬品、医療機器などの品質確保のために遵守、実践すべき規則

✓ ケース①

展示会場の場で、
電解水素水の入ったボトルを振るなどして、
水素を無くした上で水素濃度を測定し、
電解水素水には水素が確認できないとして
水素水生成器を販売する商法。

※電解水素水は電気分解で生成され、その特性上、アルカリ性であり、必ず生成時に水素が発生いたします。
※ポータブル溶存水素計は、製品説明に「アルカリイオン水、水道水、ミネラルウォーター等の測定には使用しないでください。」と記載されているものもあり、電解水素水は、アルカリ性ですので測定対象外となります。

✓ ケース②

弊社や水道局を名乗り、
無料点検の名目で
ご家庭を訪問し、
不当な説明、販売を行う商法。

※弊社は、外部の業者に点検を委託することは一切ありません。
※弊社からご連絡する際は、必ず初めに弊社名および事業所名を申し上げます。